

法務基礎研修

一般社団法人 日本経営協会講師 田鹿 俊弘

法化社会という言葉があります。狭義には、「行政による事前規制社会から、司法による事後規制社会への移行」と訳されていますが、広義には、「現代社会が、法と司法を積極的に活用し、秩序の維持と発展の根幹とするという側面」に着目した用語となります。もっと簡単に言うと、世の中が法を用いて諸問題や紛争を解決する傾向の時代と言えるでしょう。

ここでの諸問題とは、地域が抱える問題を含みますが、それこそが各自治体が政策的に解決すべき地域課題となります。つまり、現代社会は、法を用いて地域課題を解決しなければならず、住民と紛争が生じたときは法的に解決しなければならない時代だと言えます。

地方行政においても、ルールを定めて各種の施策を推進し、その過程で疑義や争いが生じたときは、住民、行政がお互いに法的主張を展開し、最終的に司法の場で結論を見出そうと言うこととなります。勿論、争いがないことに越したことはありませんが、現代では住民の権利意識も高まり、多様化し、情や行政権限だけではよい合意には至らないと言えます。

政策は、地域の課題を解決し、住民に対して良好な生活環境を創出することですが、住民の意識も高まり、行政への期待は年々増えています。そのような中で、行政は、限られた財源の中で住民が満足する政策を実現しなければなりません。政策は、予算とルール（条例）で構成され、住民の権利と義務を明確に定め、その上で住民の期待に応える必要があります。そこに、ルールの存在価値があり、ルール次第では、住民の理解と協力を得ることが困難な場合もあります。

住民参加や、住民との協働が政策実現のカギを握る時代だからこそ、住民に納得いただけるルール（条例）を立案し、運用することが求められています。

自治体職員におかれては、法や条例に興味を持っていただき、自分の仕事を進めるためには便利なツールであり、住民との合意成立のためには極めて効果的であることに気づいていただき、これからは、法（条例）を用いて課題解決を実現するという自治体職員としての醍醐味を味わっていただきたいと思っております。



同志社大学法学部法律学科を卒業。

滋賀県草津市役所に入庁後、総務課にて法制事務を担当。その後、滋賀県庁市町村振興課に出向し、県内市町村の行政指導に従事。

草津市に復帰後は、財政課行政改革担当参事として第三次草津市行財政改革を担当。

その後、議会事務局次長として、議会改革を担当。（対面式一問一答方式、政務調査費支出の適正化、議員立法、議会からの政策提言、インターネットによる議会中継を実現する。）総務部理事（部長級）を最後に同市を退職。その後、研修講師として全国の自治体で階層別研修、専門研修を担当している。